# 議会改革に関する特別委員会会議記録(概要)

令和3年4月13日(火)

開 会(午後1時30分)

## 【議事】

### 政治倫理条例の改正案について

島田委員長

3月29日までパブリックコメントを募集しましたが、全部で6件のご 意見の提出がありました。その後、ご意見に対する議会の考え方の案とし て正副委員長で作成したものが、お手元に配布しています「所沢市議会議 員政治倫理条例の一部を改正する条例(案)についての意見提案手続 ご 意見と市議会の考え方(案)」になります。

石原委員

この内容にも関わる話で心配事があり、代表者会議でハラスメント事案の届出があったと聞いている。今日この内容でどこまで話すかわからないが、ハラスメントの話は本条例改正案第5条第6号だと思うが、「セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと」とこの条文に絞り込んでいったときに、届出があった場合どうするかとか議長の役割をどうするかなど色々議論したが、結局一番シンプルなところに留めている経緯がある。そもそもこの見直しの議論はハラスメントの疑わしいことがあったために始まったと思うが、またハラスメントの話題になってしまった。パブリックコメントでは直接セクハラ、パワハラへの言及はなかったが、一番シンプルなところに留めたこ

の改正条文で良いのかどうかに関わってくるのではないかということを 心配している。その辺の整理を内容に入る前にしてもらった方がいいと思 う。

矢作委長

石原委員にお聞きしたい。今代表者会議のことをおっしゃったのか。

石原委員

代表者会議でそうした話題があったと聞いている。

矢作委員

代表者会議の問題をこの委員会で議論するのか。

島田委員長

石原委員の確認したいことは、条文で「セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他人権侵害の恐れのある行為をしないこと。」というのは盛り込み、その他色々議論していたことや代表者会議でそうした話題があったということを踏まえていくということでしょうか。

石原委員

具体的にどういったことがあったのかを我々は知るすべもないので、この場所で話すべきではないと思うが、条文を作ったときの経緯としてハラスメントと疑わしきことが起き、見直しが始まり、この条項を作らないといけないとここで話し合ったときに、今は一行で書いてあるが、実際に起こったときにどうやって政治倫理審査会につなげるか、届出先を議長にするのかという議論を行っていた。最終的にそこはカットし、一番入り口の

ところだけ作ればいいということで合意した。しかし、そうした話題が続けて出てくるということで、この第6号の一行の文で機能するのかどうかについて、この改正内容に関わってくるので整理をし、改めて条文内容を議論することが可能なら再検討も含めした方がいいという心配である。

# 矢作委員

代表者会議であった話のなかで、ハラスメントに関わる問題が出てきた 事実のことを確認していないこの場で、見直しを行うことは賛成できない。代表者会議のことなのでこの委員会で審査するということも含め賛成できない。

# 石原委員

その行為について我々が議論することは確かにできないと思う。

## 矢作委員

事実があればいいが、事実がないのに疑い・おそれのために再検討とい うのは違うのではないか。

# 石本委員

事実について一度確認すべきではないか。そうした話が出ており、各会派の代表に報告が入っていて、各議員には各会派の代表から話は入っていると思う。一方で、矢作委員の言う通り事実かどうか不明で、例えば委員長、副委員長から議長、副議長にどうだったのか確認してもらったらよいのではないか。そして次回の委員会で報告をしてもらい、石原委員が懸念する部分である一行で足りるか、そこでさらに具体性を増すのかを議論す

ればよいと考える。

川辺委員

会派内でも話題になり、あくまでも議論の中での意見の食い違いで本人が嫌な思いをしていると感じたのか、それとも議論を超えたような個人への攻撃があったのかを明らかにして、代表者会議で話題に出た以上、何も調査しないのはおかしいのではという意見も出ている。

矢作委員

ハラスメントが代表者会議で問題になり、なにかをするという報告を受けていない。代表者会議で問題になっていないことをここで議論すべきではないと思うので、その部分を確認していけばいいと思う。

島田委員長

代表者会議という秘密会の内容を委員会で公にするのはよろしくないが、出ている側から言うと、確かにハラスメント行為が出た場合に今後その取扱いをどうするかを代表者で話し合いすることになっているので、この委員会ですべき話ではないが、石原委員の言うようにハラスメントの取り扱いはこの委員会で議論してきたことであります。

石原委員

その取扱いの仕組みとして整備していくべき必要性の判断をこの場で 議論すべきと思う。

島田委員長

石本委員からはその件に関しての事実確認の申し入れを正副委員長か

ら正副議長にすべきというご提案でよろしいでしょうか。

石本委員

おっしゃる通り。事実かどうか不明なのに議論するのは問題があると思うので、議長、副議長から当事者に確認してもらうのがいいと思う。

松本委員

石原委員の意見は二つあると思う。一つはこの条文を改正しているさなかに代表者会議で話題になったということで、それは事実関係を確認することでいいと思う。もう一つはこの条例である程度いろいろなことを縛っていくべきではないかということだが、この条文の第5号、第6号にしても議員がしてはいけないことを示しており、した場合は政治倫理審査会などに掛けると思うが、条例自体はしないことで終わっていていいと思う。

島田委員長

ご意見あったが、代表者会議で出た話題については、正副議長から当事 者へ調査・確認してもらい、次回報告します。

矢作委員

それは違う。正副議長だけが事実確認をするのではなく、代表者会議で 代表者全員に確認すべき。代表者会議でその話題が問題にはならなかった と聞いているので、確認はいいと思うが調査を行うのは違う。

石本委員

途中から委員会に参加したので、皆さんに伺うが、仮に今、ハラスメント事案が発生したら政治倫理審査会に行くという松本委員のお話があっ

たが、問題はそれがどういった手続きで行くのかだ。

松本委員

それは条例に書いていないか。

石本委員

条例に書かないのであればコンセンサスを取り、要綱なり指針なりを整備する必要があるのではないか。今のままだと流れがわからない。流れがわからないとお手盛りということだ。個人の名誉や権利に大きくかかわることであり、議員にとっては命取りになる。石原委員は一行しかないのでお手盛りになることを危惧されるので、念のために確認をした方がいいと仰った。矢作委員が議長、副議長だけが確認するのではなく、全代表者のいるところで確認すべきと言うので、確認してはどうか。矢作委員も先ほど事実があるのかないかもわからない議論を進められないとおっしゃっていた。

島田委員長

事実があるのかないのか含め確認してみます。今後の政治倫理審査会に 関わる話になるかもしれません。調べた結果、大きな問題でないというこ とであれば、このままの条文で進めることになります。

松本委員

確認も大事だと思うが、事実の有無に関わらず、石原委員はこの条文だけだと次の打つ手がないと言っているのではないか。条文の改正を言っているのであり、代表者会議での事実を追求するのではない。

## 石原委員

第6号の議論のなかで、事案が発生した場合、届出制にするのか、両者間き取りをする必要があれば議長の役割も記載し、それで采配できなければ最終的に政治倫理審査会にするという話題もあった。最終的にはこの記載に留まり合意に至ったが、この問題がこの一文だけで救済できるかが心配である。代表者会議で話題に出たこともあり、もう一度内容について整備すべきではないかという問題意識を持っている。

### 松本委員

条例というのは議員に求めている規範だ。その先の罰則規定や取り上げ 方を踏み込むべきなのか。

#### 島田委員長

その必要性が代表者会議でも話題になり、あるのであれば再度検討し、 なければそのままでいいということでよろしいでしょうか。

#### 石原委員

この条文で何も救済できないのであれば、改正する意味がないので、も う少し細かく記載してもいいのではないか。

## 松本委員

してはならないで留めるのではなく、起きる可能性があるのであればそ の先の条項まで決め事しておく必要があるということか。

## 島田委員長

議論するかどうかは正副議長に確認してもらい、事実確認の内容を次回

の委員会にフィードバックして決定します。そのための石原委員からのご 提案と理解しました。

松本委員

すでにパブリックコメントをしている。表現を変えることは難儀である。

石本委員

パブリックコメントを実施しているので、条文を変更するのはハードルが高いと思う。要綱なりを作っておかないといけない。松本委員は性善説に立って、やってはいけないことはやらないものだと思っているだろうけれど、仮にやった場合に政治倫理審査会に行くプロセスが、ある時は議長が単独で、またある時は議長と副議長が相談して審査会を行う場合や、正副議長が代表者会議に諮って行うケースも考えられる。そこがお手盛りになる可能性がある。

起きてはならないが、起きてしまった場合のために要綱を作るのか、その議論するかも含めて、協議してもよい。

島田委員長

矢作委員がおっしゃっていたこともあるので、まずはあったかどうかも 含めて、正副委員長から正副議長宛に事実確認を申し入れ、次回、フィー ドバックするということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

それでは、パブコメの意見と市議会の考え方(案)については、先日、 送付してあります。ご意見等があれば、前日までに正副委員長までお寄せ くださいとしていましたが、特段、ご意見はありませんでした。 改めて、正副委員長案にご意見はありますか。

石原委員

全体的なところでの確認になるが、国政で起きている事件のご指摘もあって、我々が気付かなかったような意見もある。我々が議論しているよりも市民の方の目線は相当厳しく向けられていると、改めて感じた。全会派で合意できなかった部分があるので、このような厳しい意見もあることから、改めて合意に向けて検討する余地はないものか。

松本委員

会派では継続的に議論しているがまとめられていない。

石原委員

改めて合意できなかった部分を話し合うことは難しいということか。

松本委員

委員会での合意の前に会派での合意形成が必要である。

石本委員

会食のところはタイムリーな話題であるが、会食と言っても国会議員と 違って難しいところがある。例えば、地元の自治会のところに地元の中小 企業の社長が自治会の役員をやっていたりすると、自治連の総会で会っ て、2次会行こうかという時に席が一緒になってしまうこともある。意見 は6件しか来ていなくても、市民の方々がみれば、これらの意見に賛同する市民が圧倒的に多いので、市議会の考え方は案のとおりでよいが、相当、 律していかないといけないと感じた。

#### 島田委員長

市議会の考え方(案)については、正副委員長案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

# 島田委員長

条例も令和3年第2回定例会に委員会提出議案として提出することと してよろしいでしょうか。

(委員了承)

## 荻野委員

条文についてパブコメを行った段階では、第5条(行為規範)の第6号は「セクシャルハラスメント」という表現であったが、国では「セクシュアルハラスメント」としているのが一般的のようなので、それに合わせた条例改正したいと考える。

### 島田委員長

荻野委員の提案のとおり修正してよろしいでしょうか。

(委員了承)

その他

島田委員長

本特別委員会の調査・研究事項として、「議会基本条例の見直しについて」を協議します。これまで協議してきました議会BCPの策定及び政治倫理条例の見直しに関するもののほかに議会基本条例全体の見直しについて、ご意見はありますか。

松本委員

議会基本条例は期が変わった初年度に見直すことになっていたか。

島田委員長

議会運営委員会でざっとやりました。本特別委員会の調査・研究事項になっているので、もし見直す必要があれば議論していただいて、なければないでという話です。

石本委員

コロナによって大きく環境が変わっているので、現条例に足りない部分 を抽出して、盛り込むかどうかの議論をした方がよい。

島田委員長

荻野副委員長から提案があったのは、我々も議会BCPを策定するので、大津市議会では、災害時の議会行動基準等については大津市議会業務継続計画で定める、という条文を盛り込んでいるのを参考にした見直しを検討していくこともあると思います。今、ここで意見が出てこないのであれば、次回以降、会派で議論いただいたものを持ち寄って話ができたらと思います。

# 荻野委員

議会基本条例の全般的な見直しはした方がよいと思っているが、議会基本条例改定に関する特別委員会の当時の経緯を知らない人も多いと思うので、その当時に作成された「所沢市議会基本条例改定に関する特別委員会審査報告書」というものがあり、全議員に共有しておくとよいと思う。

# 島田委員長

事務局は全議員にその報告書を共有できるようにしてください。

では、議会基本条例の見直しについては、引き続き調査・研究を進めて くことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会(午後2時7分)